«別表»

ヒューマンライフケア中村橋の宿

料金表

[看護小規模多機能型居宅介護]

等級	1級地	地域加算	11.1

介護度	算定単位	単位数	自己負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
看護小規模多機能型居宅介護費					
要介護1	／月	12447単位	13,817円	27,633円	41,449円
要介護2		17415単位	19,331円	38,662円	57,992円
要介護3		24481単位	27,174円	54,348円	81,522円
要介護4		27766単位	30,821円	61,641円	92,461円
要介護5		31408単位	34,863円	69,726円	104,589円
短期利用看護小規模多機能型居宅介護費					
要介護1	／日	571単位	634円	1,268円	1,902円
要介護2		638単位	709円	1,417円	2,125円
要介護3		706単位	784円	1,568円	2,351円
要介護4		773単位	858円	1,716円	2,574円
要介護5		839単位	932円	1,863円	2,794円

介護保険外費用	1回あたりの利用料、備考		
宿泊費(非課税)	3,800円		
食材料費 (非課税)	朝食　：　532円	昼食　：　682円	キャンセルの場合は前日の 18時までにお申し出ください。
	夕食　：　682円	おやつ代：　—	
その他	利用者が必要とするものは実費となります。		

«次ページもご覧ください»

加算項目、備考	算定単位	単位数	自己負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
初期加算	／日	30単位	34円	67円	100円
認知症加算(Ⅱ)	／月	890単位	988円	1,976円	2,964円
認知症加算(Ⅲ)	／月	760単位	844円	1,688円	2,531円
認知症加算(Ⅳ)	／月	460単位	511円	1,022円	1,532円
退院時共同指導加算	／回	600単位	666円	1,332円	1,998円
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	／回	20単位	23円	45円	67円
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	／回	5単位	6円	11円	17円
緊急時対応加算	／月	774単位	860円	1,719円	2,578円
特別管理加算(Ⅰ)	／月	500単位	555円	1,110円	1,665円
特別管理加算(Ⅱ)	／月	250単位	278円	555円	833円
ターミナルケア加算	／月	2500単位	2,775円	5,550円	8,325円
総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ)	／月	1200単位	1,332円	2,664円	3,996円
若年性認知症利用者受入加算	／月	800単位	888円	1,776円	2,664円
訪問体制強化加算	／月	1000単位	1,110円	2,220円	3,330円
科学的介護推進体制加算	／月	40単位	45円	89円	134円
独居高齢者への支援に関する項目	／月	200単位	222円	444円	666円
認知症介護実践リーダー研修修了者の配置に関する項目	／月	300単位	333円	666円	999円
地域への貢献等に関する項目	／月	200単位	222円	444円	666円
運営推進会議の活用とサービスの質の向上に向けた取り組み等に関する項目	／月	300単位	333円	666円	999円
認知症行動・心理症状緊急対応加算　短期利用の場合	／日	200単位	222円	444円	666円
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	／月	350単位	389円	777円	1,166円
〃　短期利用の場合	／日	12単位	14円	27円	40円
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ	／月	所定単位数の 174/1000 加算			

※ 定員超過の場合または、従業員数が基準に満たない場合は、所定単位数に70／100を乗じた単位数で算定します。

※ 虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算します。また、身体的拘束等の適正化を図るための措置が講じられていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算します。

※ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定および当該業務継続計画に従い必要な措置が講じられていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算します。

※ 自己負担額の該当する割合は、保険者が発行する負担割合証に基づきご請求いたします。なお、有効期間内に割合変更があった場合、当該月の翌月初日付の変更でご請求いたします。（ただし、給付制限対象者については３割負担が優先されます。）

※ 短期利用の場合において、あらかじめ７日以内(やむを得ない事情がある場合は１４日以内)の利用期間を定めるものとします。なお、事業所の通い･訪問･宿泊サービスの算定月の提供回数が、利用者１人あたりの平均回数が、概ね週４回に満たない場合は、ご利用いただけません。

※ 短期利用以外の場合において、利用料金は１カ月ごとの定額制です。介護サービス計画において位置づけられた支給区分によって決まります。利用者の体調不良や状態の改善等により、サービスの利用が少なかった場合または多かった場合でも、日割りでの割引・増額はいたしません。ただし、次の場合については、日割り計算（上記の料金を、30.4で除した１日あたりの料金を基に計算）を行い、それぞれの単価に基づいて利用料を計算します。

〔日割り計算を行う場合〕

・月の途中に、ご利用を開始した場合(起算日から月末までの期間)又は終了した場合(月初から起算日までの期間)

・月の途中に、要介護から要支援に又は要支援から要介護変更となった場合

・同一保険者管内での転居等により事業所を変更した場合